

令和6年建設業法の改正のポイント

建設 / インフラニューズレター

2024年6月21日号

執筆者:

[宇野 伸太郎](#)

s.uno@nishimura.com

[村田 智美](#)

t.murata@nishimura.com

[井浪 敏史](#)

s.inami@nishimura.com

[村林 優里香](#)

y.murabayashi@nishimura.com

1. はじめに

2024年6月7日、「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五一号）」が国会で可決された。

本改正では、建設業の担い手を確保するため、①建設業に従事する労働者の処遇改善に向けた賃金原資の確保と下請事業者までの行き渡り、②資材価格転嫁の円滑化による労務費へのしわ寄せ防止、及び③働き方改革や生産性向上を推進するための措置が導入されている。改正点には、建設工事の注文者と受注者との間の契約関係に直接影響する事項も多く含まれており、実務への影響は大きいと思われる。

2. 改正の概要と施行開始時期

(1) 改正の概要

本改正の概要は以下のとおりである。

① 労働者の処遇改善に関する改正

- ・ 建設業者による労働者の処遇確保を努力義務化
- ・ 中央建設業審議会が「労務費の基準」を作成・勧告する制度の導入
- ・ 著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
- ・ 建設業者による原価割れ契約の締結を禁止

② 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止に関する改正

- ・ 資材価格が変動した際の請負代金等の「算定方法」を契約書記載事項として明確化
- ・ 契約締結前に資材高騰等請負代金額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報を建設業者から注文者に通知するよう義務化
- ・ 契約締結後に当該リスクが顕在化した場合に建設業者が「算定方法」に従って契約変更協議を申し出た際に、注文者が誠実に協議に応じることを努力義務化

③ 働き方改革や生産性向上に関する改正

- ・ 工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を建設業者に対しても禁止）
- ・ 情報通信技術（ICT）を活用した場合に現場の監理技術者等の専任義務を緩和
- ・ 国が現場管理の「指針」を作成する制度の導入
- ・ ICT の活用により公共工事の発注者への施工体制台帳の提出義務を緩和

(2) 注文者と受注者の契約関係に影響する改正点

本項目では、改正点のうち特に、建設工事の注文者と受注者の契約関係に影響すると考えられる事項につき、その内容を紹介する。

（以下、本改正後の建設業法を「改正建設業法」、現行の建設業法を「改正前建設業法」という。）

①労働者の処遇改善に関する改正点

(a)著しく低い労務費等による見積り及び見積り依頼の禁止（改正建設業法 20 条 1 項、2 項、4 項、6 項）

改正前建設業法では、建設業者に見積りを行う努力義務が課されていたが（改正前建設業法 20 条 1 項）、以下のとおり建設業者及び注文者の義務が追加・拡充された。

- ・ 請負契約の締結に際し、建設業者は、材料費、労務費及び「建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの」（材料費等）その他当該建設工事の施工のために必要な経費等を記載した見積書（材料費等記載見積書）を作成する努力義務を負う（改正建設業法 20 条 1 項）。材料費等記載見積書に記載する材料費等は、通常必要と認められる額を著しく下回るものであってはならない（改正建設業法 20 条 2 項）。
- ・ 一方で、注文者は、請負契約の締結に際して、材料費等記載見積書の内容を考慮する努力義務を負い（改正建設業法 20 条 4 項）、建設業者に対して、材料費等につき、通常必要と認められる額を著しく下回ることとなるような金額の変更を求めてはならない（改正建設業法 20 条 6 項）。

(b)建設業者に対する原価割れ契約の禁止（改正建設業法 19 条の 3 第 2 項）

改正前建設業法が定める、注文者が自己の取引上の地位を不当に利用して原価割れの請負契約を締結することの禁止（改正前建設業法 19 条の 3）に加え、以下のとおり建設業者の義務が追加された。

- ・ 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を用いることができる等の正当な理由（国土交通省令で定めるもの）がある場合を除いて、建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない（改正建設業法 19 条の 3 第 2 項）。

(c)建設業者に対する著しく短い工期による契約締結の禁止（改正建設業法 19 条の 5 第 2 項）

改正前の建設業法が定める、注文者が著しく短い工期による請負契約を締結することの禁止（改正前建設業法 19 条の 5）に加え、建設業者に対する以下の禁止規定が追加された。

- ・ 建設業者は、建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない（改正建設業法 19 条の 5 第 2 項）。

②資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止に関する改正点

(d)請負契約締結前の工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象の通知義務（改正建設業法 20 条の 2 第 2 項）

改正前建設業法では、注文者は、地盤沈下等の工期・請負代金額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約締結前に、建設業者に対してその旨及び状況把握のため必要な情報を提供することが義務づけられていたが（改正前建設業法 20 条の 2）、以下のとおり建設業者の義務が追加された。

- ・ 建設業者は、資材供給の著しい減少や資材価格の高騰等の工期・請負代金額に影響を及ぼす事象（国土交通省令で定めるもの）が発生するおそれがあると認める場合、請負契約を締結するまでに、注文者に対してその旨を状況把握のため必要な情報と併せて通知しなければならない（改正建設業法 20 条の 2 第 2 項）。

(e)資材高騰時等の請負代金額の算定方法の規定義務（改正建設業法 19 条 1 項 8 号）

建設工事の請負契約の当事者が請負契約に記載することが義務づけられる事項として、改正前建設業法の定める、価格の変動等による工事内容の変更・請負代金額の変更の定めに加え、その場合の「算定方法」が追加された（改正建設業法 19 条 1 項 8 号）。

(f)算定方法に基づく請負代金変更等につき誠実に協議に応じる努力義務（改正建設業法 20 条の 2 第 3 項、第 4 項）

(d)の義務に基づき建設業者が通知した、資材供給の著しい減少や資材価格の高騰等の工期・請負代金額に影響を及ぼす事象が実際に発生した場合、建設業者は(e)の算定方法により工期、工事内容や請負代金の変更について協議を申し出ることができること（改正建設業法 20 条の 2 第 3 項）、注文者は当該申出を受けた場合、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に協議に応じるべき努力義務があること（改正建設業法 20 条の 2 第 4 項）が新たに定められた。

(3) 施行時期

改正建設業法の改正点については、いくつかの異なる施行時期が定められているため注意が必要である。上記(2)で取り上げた改正点に関して、施行時期はそれぞれ以下のとおりである。

公布の日から起算して 1 年 6 か月を超えない範囲内で別途政令で定める改正建設業法の施行日（以下「**施行日**」）に施行される規定

- ・ (a)著しく低い労務費等による見積り及び見積り依頼の禁止（改正建設業法 20 条 1 項、2 項、4 項、6 項）
- ・ (b)建設業者に対する原価割れ契約の禁止（改正建設業法 19 条の 3 第 2 項）
- ・ (c)建設業者に対する著しく短い工期による契約締結の禁止（改正建設業法 19 条の 5 第 2 項）

※ (a)につき、施行日以後に交付される材料費等記載見積書にのみ適用、(b)(c)につき、施行日以後に締結される請負契約にのみ適用される。

公布の日から起算して 6 か月を超えない範囲内で別途政令で定める日（以下「**附則第 3 号施行日**」）に施行される規定

- ・ (d)請負契約締結前の工期又は請負代金額に影響を及ぼす事象の通知義務（改正建設業法 20 条の 2 第 2 項）
- ・ (e)資材高騰時等の請負代金額の算定方法の規定義務（改正建設業法 19 条 1 項 8 号）
※ 附則第 3 号施行日以後に締結される請負契約の内容にのみ適用される。
- ・ (f)算定方法に基づく請負代金変更等につき誠実に協議に応じる努力義務（改正建設業法 20 条の 2 第 3 項、第 4 項）

3. 実務への影響

上記のとおり、改正建設業法では、著しく低い労務費等による見積りの禁止や資材高騰時等の請負代金額の取扱い等に関する義務規定が追加されており、近時問題となることが多い、資材高騰等に伴う建設工事の請負代金の増額請求等の実務に影響を及ぼすと思われる。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com